

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条の4第4項後段及び第33条第4項後段の規定に基づき特例措置を採ることができる精神科病院について、認定基準を満たさなくなったため、次のとおり認定を取り消します。

平成26年2月17日

京都市長 門川大作

病院名	所在地	取消日
社会福祉法人 京都博愛会 京都博愛会病院	京都市北区上賀茂ケシ 山1番地	平成25年12月27日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)